

地域を応援するマンスリー・レター

平成28年3月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部
 北海道開発局開発監理部
 北海道運輸局企画観光部
 北海道労働局職業安定部、労働基準部
 北海道経済部
 編集事務局：北海道経済部経済企画室
 経済調査G
 TEL：011-204-5139
 平成28年2月19日号（第84号）
 <毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

今月の掲載ラインナップ

所属名	3月号の内容
北海道経済産業局 <P2～>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業向け”使える！”経済産業省支援メニューガイドブックを作成しました～設備投資や販路開拓等を支援する12の補助金・税制を厳選～【新規】 ●平成28年度 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業の公募を開始しました【新規】 ●平成28年度 下請中小企業自立化基盤構築事業の公募を開始しました【新規】 ●平成27年度 補正ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金）の公募を開始します【新規】 ●「平成28年度経済産業省関係税制改正等説明会」を開催します【新規】 ●事業者向け省エネ・温暖化対策関連補助金及び電力自由化説明会を開催します
中小企業大学校旭川校 (中小機構北海道) <P8～>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業大学校旭川校 3月～4月開講講座のご案内 ●中小企業大学校旭川校 校外研修のご案内【新規】
北海道開発局 <P12～>	<ul style="list-style-type: none"> ●「海外おみやげ宅配便」のご案内～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～ ●「HOP1 ECサイト」のご案内～香港・シガポール向けにネット販売をはじめませんか？～ ●「樂吃購！日本」台北アンテナショップのご案内 ～台湾メディアを通じたPRと商品販売をしませんか？～ ●公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～
北海道労働局 <P16～>	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリアアップ助成金のご案内【追加改正】 ●キャリア形成促進助成金のご案内【追加改正】
(公財)北海道中小企業総合支援センター <P19>	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道よろず支援拠点「経営力向上セミナーin札幌」を開催します
北海道経済部 中小企業課 <P20～>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業総合振興資金のご案内 ●さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室のご案内【新規】 ●コストアップに対応する融資制度及び信用保証料補助制度のご案内 ●「コストアップ対策経営・金融特別相談室」のご案内 ●耐震改修に対応する融資制度のご案内
環境・エネルギー室 <P25>	<ul style="list-style-type: none"> ●「ほっかいどう『電力システム改革』フォーラム～電力小売全面自由化と道内電力市場の参入可能性～」の開催について【新規】

中小企業向け ”使える！”経済産業省支援メニューガイドブックを作成しました ～設備投資や販路開拓等を支援する12の補助金・税制を厳選～

【新規】（北海道経済産業局）

北海道経済産業局では、中小企業の設備投資や国内外向け販路開拓等をサポートするため、「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

本ガイドブックでは、当省の平成27年度補正予算、28年度予算・税制における100以上の支援メニューから、中小企業が“使える”12事業を厳選し、分かりやすく紹介しています。

ガイドブックは、以下のウェブサイトからダウンロードできます。また、公募期間や応募先等、未定の情報は、決まり次第更新します。【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/20160127/index.htm>

掲載事業

◆設備投資

1. ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

生産性向上を実現する設備や、試作品開発に必要な設備の導入費を補助します

2. ロボット導入実証事業補助金

生産工程等の自動化・省力化のための機械・ロボットの導入費を補助します

3. 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業補助金

省エネ効果が高い照明、空調、ボイラ等の設備費を補助します

4. エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

省エネ・電力ピーク対策等、工場全体での省エネ推進のための設備費、設計費、工事費等を補助します

5. 生産性向上設備投資促進税制

機械装置・建物等を導入する事業者を税制面から支援します（即時償却または税額控除）

6. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

新たに機械装置を取得する中小企業を税制面から支援します（固定資産税を3年間半減）

◆創業

7. 創業・第二創業補助金

店舗借入費、設備費、広報費等、創業に要する経費を幅広く補助します

◆小規模事業者向け

8. 小規模事業者持続化補助金

生産性向上を目指す小規模事業者の店舗改装費や広報費等を補助します

◆商品開発・販路開拓

9. ふるさと名物応援事業補助金

(1) 地域産業資源活用事業補助金、小売業者等連携支援事業補助金

地場産品を活用した商品・サービスの開発費や展示会出展費等を補助します

(2) 低未利用資源活用等農商工等連携支援事業補助金

中小企業と農林漁業者との連携による新商品の試作開発費や広報費等を補助します

◆海外展開

10. JAPAN ブランド育成支援事業補助金

海外展開に向けたブランド戦略の策定費や海外展示会への出展費等を補助します

11. 中小企業等外国出願支援事業補助金

海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します

12. 海外ビジネス戦略推進支援事業、海外展開戦略策定支援補助金

海外展開の実現可能性調査費や海外取引に向けたウェブサイト構築費等を補助します

平成 28 年度 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業 の公募を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の公募を開始しました。※本事業は、国会での平成 28 年度予算成立が前提となります。

◆事業の目的

本事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する下請事業者又はその共同体（任意グループ、事業協同組合）であって、以下の両方の要件を満たすものを対象とします。

1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去 2 年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した（以下「閉鎖等」という。）又は申請の日以降 1 年以内（親事業者から閉鎖等の通知があった場合は 3 年以内）に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係にあり、閉鎖等後の年間の売上高が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

2. 新分野進出要件

新分野（進出先）の事業に係る「売上高（又は売上総利益の額）」、「有形固定資産（土地を除く。）の額」、又は「従業員数」のいずれかの割合が、全体のおおむね 10%以上を占めることが見込まれること。

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額：1 件あたり 500 万円（交付決定下限額：100 万円）

◆公募期間

受付開始：平成 28 年 1 月 25 日（月）

第一次締切：平成 28 年 3 月 11 日（金）17:00 必着

第二次締切：平成 28 年 5 月 31 日（火）17:00 必着

◆公募資料及び事業詳細

以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160126_2/index.htm

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線 2575、2579）

FAX：011-709-4138

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

平成 28 年度 下請中小企業自立化基盤構築事業の公募を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募を開始しました。
※本事業は、国会での平成 28 年度予算成立が前提となります。

◆事業の目的

本事業は、2 者以上の下請中小企業から構成されるグループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う、下請取引の依存状態からの自立化に向けた取組みを支援することで、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法第 8 条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業を実施する連携参加者（大企業、協力者を除く）が補助対象者となります。

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額：1 件あたり 2,000 万円（交付決定下限額：100 万円）

◆公募期間

受付開始：平成 28 年 1 月 25 日（月）

第一次締切：平成 28 年 3 月 11 日（金）17:00 必着

第二次締切：平成 28 年 5 月 31 日（火）17:00 必着

◆公募資料及び事業詳細

以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160126/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線 2575, 2579）

FAX：011-709-4138

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

平成27年度補正 ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金）の公募を開始します

【新規】（北海道経済産業局）

北海道中小企業団体中央会は、経済産業省からの補助により、平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の公募を開始しました。

公募の締切は4月13日（水）、採択は6月中を目処に行う予定です。

◆募集期間

平成28年2月5日（金）～平成28年4月13日（水）（当日消印有効）※原則、公募は1回限りです。

◆事業概要

中小・小規模事業者が、自らの生産性向上のために行う、革新的な生産プロセスの改善、試作品やサービスの開発に必要な設備投資等の経費の一部を補助します。

事業の種類と詳細は以下のとおり。

1. 一般型

【事業期間】 交付決定日～平成28年12月31日まで

【対象事業】 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

または「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%、「経常利益」年率1%の向上を達成出来る計画であること。

【対象経費】 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費

【補助率及び補助上限額】 対象経費の2/3以内、上限額1,000万円

2. 小規模型

【事業期間】 交付決定日～平成28年11月30日まで

【対象事業】 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

または「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%、「経常利益」年率1%の向上を達成出来る計画であること。

【対象経費】 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬経費、専門家経費、クラウド利用費

【補助率及び補助上限額】 対象経費の2/3以内、上限額500万円

3. 高度生産性向上型

【事業期間】 交付決定日～平成28年12月31日まで

【対象事業】 上記1. 一般型、2. 小規模型の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等※を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

※IoT等とは、「IoTを用いた設備投資」または「最新モデルを用いた設備投資」のいずれかを指します。

【対象経費】 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費

【補助率及び補助上限額】 対象経費の2/3以内、上限額3,000万円

◆公募要領及び事業詳細

公募要領当事業の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20160205/index.htm>（北海道中小企業団体中央会のウェブサイト）

「平成 28 年度 経済産業省関係税制改正等説明会」を開催します

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、3月7日（月）に「平成 28 年度経済産業省関係税制改正等説明会」を開催します。

本説明会では、28年度の税制改正ポイントなど主に事業者向け税制措置について、ご説明いたします。

◆開催概要

【日時】平成 28 年 3 月 7 日（月）15:00～16:00

【会場】北海道経済産業局 第 1 会議室

（札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 6 階）

【対象】企業、自治体、企業支援機関、税理士、公認会計士、金融機関など税制に関心をお持ちの方

【定員】100 名（先着順・参加無料）

◆プログラム（予定）

- ・平成 28 年度経済産業省関係の税制改正のポイントについて
説明者：経済産業省 経済産業政策局 企業行動課
- ・質疑応答

◆申込方法及び事業詳細

当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokii/20151228/index.htm>

- ・申込締切：平成 28 年 3 月 4 日（金）

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 地域経済課

TEL：011-709-2311（内線 2552、2553）

FAX：011-709-1911

E-mail：hokkaido-chiikikeizai@meti.go.jp

◆参考

経済産業省関係 平成 28 年度税制改正について（経済産業省のウェブサイト）

【URL】http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2016/151216a/index.html

事業者向け 省エネ・温暖化対策関連補助金及び電力自由化説明会を開催します

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、環境省北海道地方環境事務所及び道内の商工会議所と連携し、省エネルギー・地球温暖化対策に係る設備導入補助金や、平成28年4月からスタートする電力小売自由化についてご紹介する「事業者向け省エネ・温暖化対策関連補助金及び電力自由化説明会」を、道内10か所で開催します。

◆開催概要

【日時・場所】

- 稚内市：2月9日（火） 14:00～ ※終了
- 室蘭市：2月12日（金） 13:30～ ※終了
- 北見市：2月22日（月） 15:00～ 北見プラザホテル【定員50名】
- 旭川市：2月23日（火） 14:00～ 旭川商工会議所【定員100名】
- 釧路市：2月25日（木） 14:00～ 道東経済センタービル【定員100名】
- 帯広市：2月26日（金） 14:00～ ホテルグランテラス帯広【定員100名】
- 札幌市：2月29日（月） 14:00～ ホテル札幌ガーデンパレス【定員200名】
- 函館市：3月1日（火） 14:00～ ロワジュールホテル函館【定員100名】
- 苫小牧市：3月3日（木） 13:30～ グランドホテルニュー王子【定員100名】
- 倶知安町：3月4日（金） 13:30～ 倶知安町中小企業センター【定員50名】

【対象】企業、事業者・経済団体ほか

【参加費】無料

◆プログラム

- ・省エネルギー対策に関する補助制度について
- ・地球温暖化対策に関する補助制度について（※）
- ・電力小売自由化（事業者向け）について ほか

（※）苫小牧会場、倶知安会場を除く。

◆申込方法

申込先は開催地毎に異なります。

詳細は、当局のホームページでご確認ください。<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20160115/index.htm>

申込締切：各開催日の2日前。ただし、開催日が月・火曜日の場合は、前週の金曜日。

◆問い合わせ先

- ・申込みに関する問い合わせ

参加を希望される開催地の商工会議所（札幌は、環境省北海道地方環境事務所）までお問い合わせください。

◆説明会の内容に関する問い合わせ

経済産業省 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

TEL：011-709-2311（内線2635、2636）

FAX：011-726-7474

E-mail：hokkaido-energy@meti.go.jp

環境省 北海道地方環境事務所 環境対策課

TEL：011-299-1952

FAX：011-736-1234

E-mail：REO-HOKKAIDO@env.go.jp

中小企業大学校旭川校 3月～4月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～

(中小企業大学校 旭川校)



中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年3月～4月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No. 28 営業部門管理者養成講座

～ 成果を上げている営業部門に学ぶ、強い営業チームづくり ～

成果を上げている事例に学ぶことで、顧客指向にに基づいた強い営業チームづくりや、営業戦略の立案と実践スキルを身につけます。

◆この研修のポイント

1. 成果を上げている営業部門の事例を比較し、成果を上げる営業に共通する特長を掴みます。
2. 数々の事例を通じて、チーム営業に取り組むうえでの課題と解決の知識を学びます。
3. 営業改革のヒントを掴み、営業改革計画策定の手法を学びます。

◆実施期間 3月2日(水)～4日(金)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 MORE経営コンサルティング株式会社 代表取締役 日野真明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090511.html>

No. 29 社員のやる気と能力を引き出すリーダーシップ

自己のリーダーシップの向上・発揮により、いかにして組織の活力を高めて行くかについて学びます。

◆この研修のポイント

1. 厳しい環境下にあっても組織力を高めて成長し続ける、道内中小企業のトップに講演して頂き、そのリーダーシップを学びます。
2. 論理的に整理されたリーダーシップを学んで頂けます。
3. 自分自身を見つめ直し、自己変革に取り組む機会となります。

- ◆実施期間 3月14日(月)～16日(水)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 インテレッジ 代表 高橋正也氏
株式会社キメラ 代表取締役 藤井徹也氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090512.html>

No.1 建設業のためのリーダーシップ向上講座
～ 建設業特有の課題に対応するための現場リーダー研修 ～
※【CPDS認証講座】(21ユニット取得可)申請中

建設業の現場を想定し、円滑な現場運営を実現するうえで必要なリーダーシップと問題解決力を身につける講座です。

◆この研修のポイント

1. 建設業の現場を想定した、業界特化型のリーダー研修です。
2. リーダーシップ、コミュニケーション、問題解決といった、現場リーダーに必須のスキルを学びます。
3. 受講者からは、「社内活性化に役立つ」「自身を取り戻せた」「達成感があった」と好評の研修です。

- ◆実施期間 4月13日(水)～15日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 北海道ジョブパートナー 代表 西條永里子氏

No.2 経営に活かす財務講座・決算書の見方編
～ 経験がない人でも身につく!決算書を読み取る力 ～

財務や経理部門の経験の少ない方を対象に、財務諸表の仕組み・見方について基本から学ぶ研修です。

◆この研修のポイント

1. 経理・財務に関する経験が少ない方にも、分かりやすく説明します。
2. 決算書のしくみを図解で分かりやすく学びます。
3. 受講者からは、「予想以上に理解出来た」「とても勉強になった」「この次のセミナーにも参加したい」と好評の研修です。

- ◆実施期間 4月20日(水)～22日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 中小企業診断士 三浦淳一氏

No. 3 5Sから取り組む現場改善・基本編
～ 現場が支える中小企業のための、現場改善の取り組み方 ～

現場改善の基本である「5S」「目で見える管理」「3ム改善」の本質を理解し、演習を通じてその取り組み手法を学ぶ研修です。

◆この研修のポイント

1. これから5Sに取り組みたい方、これまで5Sが上手く行っていなかった方に最適な研修です。
2. 事例や演習がふんだんに盛り込まれているので、自社で5Sを推進するためのいくつかのヒントを掴むことができます。
3. 5Sに取り組むための意欲を高め、5Sに取り組む自信がつかます。

◆実施期間 4月26日（火）～28日（木）

◆研修時間 3日間（21時間）

◆対象者 管理者、新任管理者（候補者）

◆受講料 31,000円（税込）

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 高田忠直氏

◆平成28年4月開講の研修講座については、こちらのURLをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/apply/094298.html>

中小企業大学校旭川校 校外研修のご案内
～ 平成28年3月 札幌、北見、釧路、帯広で開催 ～
【新規】（中小企業大学校 旭川校）

中小企業大学校旭川校は、平成28年3月に校外研修を追加開催いたします。

お申し込みは、カリキュラムをご案内するチラシに付属したお申込用紙にて、ファックスでお受けします。

ホームページには未掲載となっておりますので、お電話にてお問い合わせを頂ければ、チラシをお送りさせていただきます。

No. 506 組織を活性化する「報・連・相」の仕組みづくり 【札幌で開催】
～ 風通しの良い職場環境づくり ～

報連相を活用してコミュニケーションを円滑にし、社員の意欲向上・風通しの良い職場環境づくりについて学ぶ研修です。

◆実施期間 3月18日（金） 9:20～16:40

◆研修時間 1日間（6時間）

◆会場 中小企業基盤整備機構 北海道本部
（札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE 札幌ビル6階）

◆対象者 管理者（候補者）

◆受講料 16,000円（税込）

◆講師 有限会社石田コンサルタントオフィス 代表取締役 石田邦雄氏

No. 507~509

1日でわかる戦略的会計

【北見・釧路・帯広で開催】

プラスαセミナー「マイナンバー制度」

儲ける経営、お金を生む経営のための会計情報の見方と経営活動での活用法をわかりやすく説明し、昨今の経済情勢に対応した売上予算の作成、利益・資金計画の策定に役立つ内容を実践的に学ぶ研修です。

- ◆研修時間 1日間（研修6時間、セミナー2時間）
- ◆対象者 中小企業の経営者、経営幹部及び管理者（候補者）等
- ◆受講料 16,000円（税込）
- ◆講師 西野税理士事務所 所長 西野光則氏

【①No. 507 北見会場】

- ◆実施期間 3月22日（火） 8:50~18:10
- ◆会場 ホテル黒部（北見市北7条西1丁目）

【②No. 508 釧路会場】

- ◆実施期間 3月24日（木） 8:50~18:10
- ◆会場 釧路ロイヤルイン（釧路市黒金町14丁目9-2）

【③No. 509 帯広会場】

- ◆実施期間 3月25日（金） 8:50~18:10
- ◆会場 ホテル日航ノースランド帯広（帯広市西2条南13丁目1）

◆校外研修については、中小企業大学校旭川校（TEL:0166-65-1200）にお問い合わせ下さい。

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校（TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190）までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



「海外おみやげ宅配便」のご案内

～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP 1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を、「HOP 1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。

◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。

◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金（税抜き）

香港、台湾 5kg 以内・・・7,000円 10kg 以内・・・9,000円 15kg 以内・・・11,000円
シンガポール、マレーシア
5kg 以内・・・11,000円 10kg 以内・・・14,000円 15kg 以内・・・17,000円
※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内

- ・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります
- ・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります
- ・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。

◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。

◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html

◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当：富岡、藪田)

海外おみやげ宅配便利用料金（税抜き）

重量	台湾/香港	シンガポール	マレーシア
5kg 以内	7,000円	11,000円	11,000円
10kg 以内	9,000円	14,000円	14,000円
15kg 以内	11,000円	17,000円	17,000円

重量	台湾/香港	シンガポール	マレーシア
5kg 以内	10,800円	11,880円	11,880円
10kg 以内	10,800円	11,880円	11,880円
15kg 以内	10,800円	11,880円	11,880円

「HOP 1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

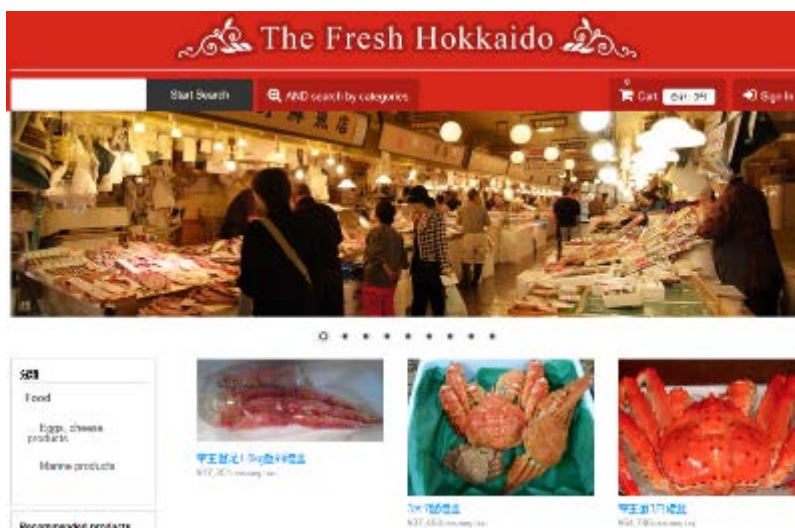
その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP 1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP 1 サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・ 「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・ 掲載初期手数料 5,000 円
・ 月額手数料 2,000 円
・ 販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)
※以下はオプションです。
 - ・ 商品撮影1カット 3,000 円～
 - ・ 原稿翻訳 400 字 2,500 円～
- ◆導入方法 ・ HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・ 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当：富岡、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

「樂吃購！日本」台北アンテナショップのご案内

～台湾メディアを通じたPRと商品販売をしませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットホーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、台湾における日本観光情報サイト「樂購(ラーチーゴ-)!日本」を運営する(株)ジーリーメディアグループ様(以下、ジーリー社)及び北海道テレビ放送(株)様(以下、HTB社)と連携した北海道産品の販売事業を実施します。募集要項における募集期限は過ぎておりますが、アンテナショップは継続的に販売を行う予定ですので、ぜひご検討ください。

- ◆事業概要
 - ・道産商品の取材を受けていただき、台湾向けWEBサイト「樂吃購！日本」及びHTB社のTV番組「LOVE HOKKAIDO」で情報発信します。また、ジーリー社がオープンするカフェを併設した台北アンテナショップ「MiChi cafe」内において、それらの商品をHOPで直送して販売します。また、選定された商品はジーリー社が国内卸価格で出品者様より直接買取させていただきますので、海外リスクを負うことなく、海外販路拡大が期待できます。
- ◆対象者
 - ・商品出品にあたり、メディアの取材を受けていただける北海道内の企業
- ◆対象商品
 - ・北海道にて生産または加工されていること
 - ・「北海道らしさ」をイメージできる、台湾ではあまり知られていない商品であること
 - ※賞味期限が3ヶ月以上の道産食品（加工品が望ましい）、消費期限が3ヶ月以上の一般化粧品（医薬品成分を含まないもの）、その他雑貨類など
- ◆費用
 - ・商品選考用サンプルの無償提供及び指定場所（ジーリー社）への輸送費
 - ※食品・一般化粧品の場合：10人程度がお試しできる分量
 - ・取材対応時の商品サンプルの無償提供(分量は取材内容に応じて要相談)など
- ◆事業実施主体
 - ・(株)ジーリーメディアグループ（代表取締役社長 吉田 皓一）
 - WEBサイト：<http://www.geelee.co.jp>
 - 樂吃購(ラーチーゴ-)!日本：<http://www.letsgojp.com>
- ◆申込先
 - ・イベント事務局（ヤマト運輸(株)北海道支社 国際物流企画推進室）
 - TEL:011-896-0543 FAX:011-894-5769 E-mail:hopzimukyoku@raram.com
 - 担当：鳥取、荒木、吉田
- ◆照会先
 - ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137（担当：富岡、藪田）
 - ※詳細につきましては、北海道開発局のホームページをご覧ください。
 - http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/antennashop.html



ラーチーゴ-!日本 media data(Sep. 2015)
 ・月間UV/PV: 700,000 / 4,000,000
 ・Facebookページ ファン数: 460,000人
 (国籍比率: 台湾人 80% 香港人 20%)
 ・メインユーザー層: 25-34歳 女性
 ・掲載企業数: 500社 (全国)



HTBテレビで紹介



※店舗イメージ

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか ～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～ (北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や必要性について、より多くの皆さまに知っていただけるよう、平成 25 年度から、「公共施設見学ツアー」に取り組んでいるところです。

現在、平成 28 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。「公共施設見学ツアー」の実施については是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」の対象となる施設の見学を含む旅行商品（ツアー）を企画してください。施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設の案内やその役割等についての説明を行います（無償）。

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合には、応募要領等をご覧ください、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉（石狩市）、千歳川遊水地〈舞鶴遊水地〉（長沼町）、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉（滝川市）、砂川遊水地（砂川市）、夕張シューパロダム（夕張市）、漁川ダム（恵庭市）、定山溪ダム（札幌市）、豊平峡ダム（札幌市）、滝里ダム（芦別市）、小樽港〈みなとの資料コーナー〉（小樽市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、北海幹線水路関連施設群（赤平市ほか）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）

《道南地区》

美利河ダム（今金町）、国道 5 号赤松街道（七飯町）、函館漁港船入潤防波堤（函館市）

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池（美瑛町）、金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、忠別ダム（東川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道 40 号旭橋（旭川市）、稚内港〈北防波堤ドームなど〉（稚内市）、富良野盆地地区（中富良野町）、苫前漁港衛生管理型施設（苫前町）、仙法志漁港衛生管理型施設（利尻町）

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、鹿ノ子ダム（置戸町）、国道 273 号三国峠（上士幌町）、国道 274 号日勝峠（清水町）、国道 334 号知床横断道路①（斜里町）、国道 334 号知床横断道路②（羅臼町）、釧路港（釧路市）、網走港〈南防波堤など〉（網走市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。
<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆照会先 平成 28 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口
（北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL (011) 709-2311（内線 5477））

キャリアアップ助成金のご案内【追加改正】（北海道労働局）

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。
（平成28年2月10日改正）

助成内容		助成額 ()は中小企業以外の額
①正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・正規雇用等に転換 または ・直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円（45万円） ②有期→無期：1人当たり 30万円（22.5万円） ③無期→正規：1人当たり 30万円（22.5万円） ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、 1人当たり30万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①10万円、②③5万円加算
②多様な正社員 コース	有期契約労働者等を ・多様な正社員に転換または 直接雇用等 多様な正社員を ・正規雇用労働者に転換 正規雇用労働者を ・短時間正社員に転換または 短時間正社員を新たに雇入れ	①有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり 40万円（30万円） ②無期→多様な正社員 ：1人当たり 10万円（7.5万円） ③多様な正社員→正規 ：1人当たり 20万円（15万円） ④正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ ：1人当たり 20万円（15万円） ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、 1人当たり15万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①～③5万円加算、④10万円加算 ※①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 1事業所当たり10万円（7.5万円）加算
③人材育成 コース	有期契約労働者等に ・一般職業訓練（Off-JT） ・有期実習型訓練 （「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT） ・中長期的キャリア形成訓練 （専門的・実践的な教育訓練）（Off-JT） ・育児休業中訓練（Off-JT） を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円（500円） 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 （育児休業中訓練は訓練経費助成のみ） 最大30万円（20万円） 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規 雇用等に転換された場合） 最大50万円（30万円） ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円（700円）
④処遇改善 コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等 の 基本給の賃金テーブルを改定 し、 2%以上増額 させた場合	①すべての賃金テーブル改定 ：1人当たり 3万円（2万円） ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 ：1人当たり 1.5万円（1万円） ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業 所当たり20万円（15万円）加算

⑤健康管理コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施した場合	1事業所当たり 40万円 (30万円)
⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合	1人当たり10万円 (7.5万円)

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業対策課分室 TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリア形成促進助成金のご案内【追加改正】(北海道労働局)

「キャリア形成促進助成金」は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して、職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
①ものづくり人材育成訓練	大企業	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練) イ 企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練) ウ 事業主団体等連携型訓練(事業主団体等と企業が連携して実施する訓練)
	中小企業 事業主団体等	
		経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
②政策課題対応型訓練		
①成長分野等人材育成コース	大企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
②グローバル人材育成コース	中小企業	
		経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円
		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)

③中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	(400円)
④熟練技能育成・承継コース	大企業 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	経費助成：通常 1/2(1/3) ※認定事業主 2/3(1/2) 賃金助成：1h 当たり 800円 (400円)
⑤若年人材育成コース	大企業 中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	
⑥育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h 当たり 800円 (400円)
⑦認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①のアを除く)	経費助成：1/2 賃金助成：1h 当たり 800円
⑧自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援	OJT実施助成(⑦)：1h 当たり 600円
⑨一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	経費助成：1/3 賃金助成：1h 当たり 400円

※⑤若年人材育成コースの認定事業主とは、若者雇用促進法に基づく認定事業主のことです。

○ 事業主団体等向け

		助成内容	助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成：1/2（育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練2/3）

【問い合わせ先】 ▼ 北海道労働局職業安定部職業対策課分室 TEL 011-788-9132

北海道よろず支援拠点「経営力向上セミナー in 札幌」を開催します (公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、昨年6月より札幌本部のほか、道内6か所に「北海道よろず支援拠点」を設置し、道内の各支援機関等との連携を図りながら、中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大や経営改善など経営に関する“よろず相談”を行っています。

本セミナーでは、よろず支援拠点の活用促進を目的として、有限会社ラッキーピエログループ 代表取締役 王 一郎 氏をお迎えし、売上拡大に必要な実践的な経営戦略や取り組み方等をテーマとする基調講演並びに北海道よろず支援拠点による支援事例報告等を行います。

日時：平成28年3月3日（金）13:30～18:00（第一部13:30～17:00、第二部17:00～18:00）

会場：札幌全日空ホテル 24階 白楊の間（札幌市中央区北3条西1丁目2番地9）

定員：100名（先着順、参加無料）

対象：創業者、中小企業・小規模事業者、支援機関、商工団体、金融機関ほか

◆プログラム

[第一部]（13:30～17:00）

<基調講演>

演題；「B級グルメ地域ナンバー1 ～パワーブランド戦略～」

講師；有限会社ラッキーピエログループ 代表取締役 王 一郎 氏

<北海道よろず支援拠点支援事例のご紹介>

説明者；北海道よろず支援拠点 コーディネーター等

<中小企業向け支援施策のご紹介>

説明者；経済産業省北海道経済産業局 担当者

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 担当者

[第二部]（17:00～18:00）

<北海道よろず支援拠点 個別相談会>

対応者；北海道よろず支援拠点コーディネーター・サブコーディネーター

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 職員

◆申し込み方法

下記お問い合わせ先へ FAX かメールにて申し込みしてください。

◆お問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 経営支援G

担当：外山、鈴木、加来

(TEL) 011-232-2011

(FAX) 011-232-2011

(メール) soudan@hsc.or.jp

中小企業総合振興資金のご案内 （北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人（NPO法人）の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆中小企業総合振興資金の融資対象となる特定非営利活動法人

中小企業信用保険法	業種	常時使用する従業員の数
第2条第1項第6号 (特定非営利活動法人)	小売業	50人以下
	サービス業	100人以下
	卸売業	100人以下
	その他の業種	300人以下

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化（経営革新、雇用、事業承継、表彰）】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①中小企業再生支援協議会等の支援による事業再生に取り組む中小企業者等 ②経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等	
	経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等
原料等 高騰		①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方	
認定企業		中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」、又は、道が認めた事由により影響を受けている中小企業者等	
災害復旧		①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中小企業者等	
防災・減災 貸付		事業継続計画（BCP）を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	

一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等
	小規模企業 貸付	従業員 20 人（商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人） 以下の中小企業者等
		小口

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び 相談室のご案内 【新規】 （北海道）

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 2 号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 なお、認定基準は次のとおりです。	
	<p>【認定基準】</p> <p>次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止（平成 28 年 1 月 1 日）以降、1 か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比 10%以上であり、かつ、その後の 2 か月を含む 3 か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比 10%以上であること。</p> <p>(1) さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が 20%以上である方</p> <p>(2) さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が 20%以上である方</p> <p>(3) 根室市に事業所を有する方（さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません）</p>	
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	
融資金額	1 億円以内	
融資期間	10 年以内（うち据置 2 年以内）	
融資利率	《固定金利》 3 年以内 年 1. 1% 5 年以内 年 1. 3%	《変動金利》 年 1. 1% (融資期間が 3 年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	

信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

■「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで（電話相談可）

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL：011-204-5346

釧路総合振興局商工労働観光課 TEL：0154-43-9182

根室振興局商工労働観光課 TEL：0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

コストアップに対応する融資制度及び信用保証料補助制度のご案内 (北海道)

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、急激な円安に伴う原材料価格の高騰や人件費の増加、電気料金の再値上げなど、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意しています。

また、保証付きで融資を受ける場合に必要となる保証料を一部補助し、中小企業者の皆さまの資金繰りを支援いたします。

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	経済環境の変化により、一時的に売上高又は利益（純利益額、経常利益率）の減少など業況悪化を来している中小企業者等	①原料等価格の高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当する中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入する方
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	①運転資金 ②設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	
補助制度	保証付きで融資を受ける方が、信用保証協会に支払う保証料に対して、道が保証料総額の3分の1を補助します。	

■信用保証料補助金の概要

補助対象者	経営環境変化対応貸付の融資対象(1)及び(2)を保証付きで利用する中小企業者等
補助対象経費	信用保証協会に対して支払う信用保証料

補助率	平成27年度に支払う保証料の10/10以内。ただし、保証料総額の1/3を限度とします。
補助取扱期間	平成28年3月31日までに融資を受ける方が対象です。
申請について	借り入れた日から30日以内または平成28年3月31日までのうち、いずれか早い日までに申請してください。 (平成28年3月に借り入れた方は、借り入れた日から30日以内ではなく、同年3月31日までに申請が必要です。)

◆ 融資・補助に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

【経営環境変化対応貸付 融資対象(1)】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/05keikihendo1.htm>

【経営環境変化対応貸付 融資対象(2)原料等高騰】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/05genryo.htm>

【信用保証料の補助制度】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708hojo.htm>

◆ 問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

「コストアップ対策経営・金融特別相談室」のご案内

道では、消費税率の引き上げや人件費の上昇、急激な円安に伴う原材料価格の高騰に加え、電気料金の再値上げ等、様々なコストアップの影響により厳しい経営環境に置かれている中小企業者の方々の経営及び金融に関する相談に対応するため、相談窓口を設置しています。

【相談窓口】

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで(電話相談可)

<設置場所>

機関名	連絡先	住所
経済部地域経済局中小企業課(経営相談)	011-204-5331	札幌市中央区北3条西6丁目
経済部地域経済局中小企業課(金融相談)	011-204-5346	
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	岩見沢市8条西5丁目
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	札幌市中央区北3条西7丁目
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	小樽市富岡1丁目14番13号
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	浦河郡浦河町栄丘東通56号
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	函館市美原4丁目6番16号
檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641	檜山郡江差町字陣屋町336-3
上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940	旭川市永山6条19丁目
留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440	留萌市住之江町2丁目1-2

宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925	稚内市末広4丁目2-27
オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636	網走市北7条西3丁目
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-26-9044	帯広市東3条南3丁目
釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182	釧路市浦見2丁目2番54号
根室振興局商工労働観光課※	0153-24-5619	根室市常盤町3丁目28番地

※電話番号は、各機関の担当係（グループ）への直通番号です。

◆詳細については、こちらのウェブページをご覧ください。

【中小企業課（金融支援）のページ】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

耐震改修に対応する融資制度のご案内（北海道）

道では、大規模建築物を所有し、耐震改修促進法に基づく耐震診断及びその結果を受けて耐震改修工事に取り組む中小企業者等の方々に対する融資制度を取り扱っています。

■制度の概要

資金名	防災・減災貸付（耐震改修対策）
融資対象	耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」を所有し、国又は市町村の補助金を活用する中小企業者（観光施設の場合は大企業も対象となります。）
資金使途	設備資金 （要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用）
融資金額	16億円以内
融資期間	20年以内（うち据置2年以内）
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% 《変動金利》 年1.1% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
担保及び償還方法	すべて取扱金融機関の定めるところによります。
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/06bousai.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

「ほっかいどう『電力システム改革』フォーラム～電力小売全面自由化と道内電力市場の参入可能性～」の開催について【新規】 (北海道)

道では、電力小売全面自由化を目前に控え、消費者の関心を高めるとともに、事業者の電力市場への参入を促すために次のとおりフォーラムを開催します。

皆さんのご参加をお待ちしております。

- ◆日 時 平成 28 年 3 月 29 日(火) 13:20～16:00
- ◆場 所 北海道庁別館地下 1 階大会議室(札幌市中央区北 3 条西 7 丁目)
- ◆主 催 北海道
- ◆対 象 消費者、中小企業者、自治体関係者などなたでも参加できます。
- ◆定 員 100名(事前申込制(3月22日までにお申し込み願います。))
※定員になり次第、締め切らせていただきます。

◆参加費 無料

◆概 要

○基調講演

- ・電力小売全面自由化の概要について(仮)
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
電力市場整備室 室長補佐 大能 直哉 氏
- ・地域の企業や自治体が電力小売に参入する実現可能性や課題及び問題点
早稲田大学 環境・エネルギー研究科 准教授 小野田 弘士 氏

○パネルディスカッション

- ・電力小売全面自由化と道内電力市場参入可能性について
コーディネーター 早稲田大学 小野田准教授
パネリスト 経済産業省 大能室長補佐
(株)エネコープ((株)トドック電力) 木暮常務取締役
(株)F-Power 宇佐美常務執行役員
かぶちゃん電力(株) 田野取締役
みやまスマートエネルギー(株) 磯部代表取締役

○情報提供

- ・北海道における電力需給の地域特性、参入事業者等から見た道内市場の課題
北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室

◆申し込み方法

ホームページにある申込書により申込願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/denryokusystemkaikakuforum.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室 エネルギーグループ 担当：鎗水(やりみず)
電話(直通)： 011-204-5361